

製品の外観を売りにしているわけではありませんが、意匠登録をすることにより模倣品対策をしたいと考えています。通常の意匠出願（全体意匠）、部分意匠出願、関連意匠出願の使い分けを教えてください。



（東京都 Y. S）



1. 戦略的意匠出願

製品によっては、模倣品対策として意匠の権利化が有効ですので、以下に留意して出願戦略をご検討ください。

2. 全体意匠出願

全体形状の模倣品対策として、全体意匠を出願することが考えられます。侵害訴訟時に損害額を算定する際、いわゆる寄与度による低減幅が部分意匠の場合よりも小さくなるのがメリットです。その他、後述するように、全体意匠のほうが権利行使の可能性が広がる場合があるため、全体意匠か部分意匠、またはその両方の出願をご検討ください。

3. 部分意匠出願

製品形状の一部に特徴的な箇所がある場合には、当該箇所を権利範囲とする部分意匠を出願することが考えられます。ただし、部分意匠の範囲が小さくなることで、当該箇所のみが類似する公知意匠により、登録されない可能性がある点に留意が必要です。

また、他社製品と登録意匠の全体形状が類似しても、部分意匠の範囲の形

状が非類似の場合には、部分意匠の意匠権が及ばないことがあります。

例えば図1のように、椅子の全体意匠同士ではハンガーの有無にかかわらず類似と判断されている関連意匠の登録例がある一方で、図2のように、背もたれの部分意匠と、背もたれ+ハンガーの部分意匠が非類似と判断されている登録例もあります。

図1 類似登録例（全体意匠）

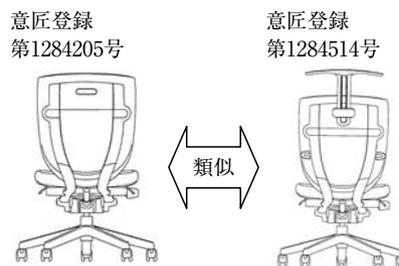
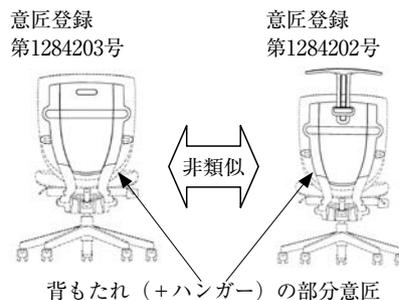


図2 非類似登録例（部分意匠）



「部分意匠のほうが権利範囲は広い」といわれることがありますが、この事

例のように、ケース・バイ・ケースであることに留意し、全体意匠出願や部分意匠の範囲を変えた出願も併せてご検討ください。

4. 関連意匠出願

先に示した図1のように、関連意匠として登録を受けることで、例えばハンガー形状が変化しても類似範囲に含まれることが想定されます。留意点として、変化の程度が大きい複数の出願意匠が、審査において非類似と判断される場合があるため、変化の程度がやや小さい意匠の出願も併せてご検討ください。

また、令和元年度の法改正により、関連意匠にのみ類似する意匠も登録を受けられるようになったことから、数珠つなぎ的に出願する方法も考えられます。

5. まとめ

以上のような出願方法を組み合わせることで、自社製品の適切な保護を図るようにしてください。

なお、日本とは異なる制度・規定の国もありますので、海外展開も視野に入れている場合には注意が必要です。